

令和3年度世界自然遺産登録メディアジャック事業

仕様書

1 委託業務名

令和3年度世界自然遺産登録メディアジャック事業

2 委託期間

契約締結の日から令和4年3月10日までとする。

3 目的

世界自然遺産登録審議を控える奄美大島においても、新型コロナにより、観光産業をはじめ経済的に大きな影響を受けており、景気対策が必要とされる。奄美大島では今年度、世界自然遺産登録が期待されており、登録された場合、日本全国に奄美大島の魅力をPRするまたとない機会となることから、国内メディアを活用し、広く国民に周知すると共に、既存来訪者および新規来訪者の誘致を図り、地域経済の回復に繋げることを目的とする。また、世界自然遺産登録後、その熱が冷めないように持続的かつ効果的な広報活動を行うことで、長く国民に周知を図るとともに、旅行に来る前に、豊かな生物多様性を誇る奄美大島の自然環境保全や持続可能な利用の推進への理解を深めることを目的とする。

4 業務内容

本仕様書において委託する業務（以下「本業務」という）は次の各号のとおりとし、実施にあたっては、必ず事務局と協議の上行う。

(1) 世界自然遺産登録メディアジャックの企画・実施・運営

世界自然遺産登録後、あらゆる広告媒体を活用し奄美大島への来島を誘致するためのメディアジャックを行う。

(2) キャッチコピーの立案及びショートムービーの制作

全国のメディアジャックを行う上で、一言で奄美大島へ行きたくなるキャッチコピーを立案し、ポスター、チラシ、WEB広告等、あらゆる広告媒体で統一して使用する。また、キャッチコピーを使用し、世界自然遺産の奄美大島へ行きたくなると同時に、大切な自然を守りたいと思えるようなショートムービーを制作する。

(3) 奄美大島内でのメディア活用

奄美大島内でも、島民が観光客を誘致するメディア活用や地元メディアの活用を通して、島内でも世界自然遺産登録を盛り上げる情勢を作る。

(4) 奄美大島の魅力普及啓発事業との連携

本協議会が同時期に行っている、「奄美大島の魅力普及啓発事業」と連携を図り業務を進める。

(5) 効果検証・報告書作成

メディアジャック後の実績および効果を検証し、事務局に報告する。

5 企画提案を求める具体的内容

本事業のメインとなるターゲットは20代～70代の旅行者層とし、あらゆる媒体を通してPRを行い観光客の誘致を図る。特にコロナ禍において旅行意欲が高まっている層をターゲットとし、次の旅行先の第一候補として、まずは「奄美大島の世界自然遺産へ行こう」と思ってもらえるような企画提案を期待する。また、来島前に旅行者が、奄美大島の自然環境保全や持続可能な利用の推進への理解を深められるような企画提案を期待する。

(1) メディア戦略の立案

- ・事業概要 : 本事業の目的を理解し、事業概要を提示。
- ・スケジュール : 本事業における全体のスケジュールを提示。
- ・予算内訳 : 各企画の予算の内訳を提示。
- ・効果測定の方法 : 期待する効果と効果測定の手法を提示。

(2) キャッチコピー及びショートムービーの制作(案)を提案

- ・ワンフレーズで奄美に行きたくなるキャッチコピーの考案し提示。
- ・決定したキャッチコピーを使用し、全メディアをジャックする。
- ・キャッチコピーを使用し、世界自然遺産の奄美大島へ行きたくなると同時に、大切な自然を守りたいと思えるようなショートムービーのイメージ案を提示。

企画例：観光客が利用する交通機関待合室等でのポスター・チラシ・デジタル掲示板での掲載等。デジタルの場合は、各メディアでショートムービーの放映及び地元奄美大島での放映等。

(3) 広告媒体先の企画提案

- ・どの媒体を使用し、どこの層を狙い、どれくらいの周知数(PV数)・検索数(奄美大島や世界自然遺産等)を狙うのか、具体的な方法を提示。使用媒体は複数进行想定。広告制作のため、奄美大島内で撮影等を行う際は、地元企業やクリエイターなどに協力を依頼することを期待する。

使用媒体例：新聞、テレビCM、ラジオ、SNS、動画投稿サイト、雑誌、
機内映像・機内誌等

企画例：インフルエンサーを活用した周知広告、旅行意欲層の高いターゲットが利用する駅等でのデジタルサイネージの展開等。
広告の中で奄美大島自然保護協議会ホームページのQRコードを貼り、自然環境保全や利用ルール等の周知を図る等。

(4) 奄美大島内でのメディア活用の立案

- ・奄美大島内でのメディア展開及び、島民から外部へ来島誘致を発信できる仕掛け（キャンペーン等）の企画を提案。

企画例：地元新聞・テレビ・ラジオ等を活用した情報発信。

6 業務予算額 50,000,000円以内（税込）

7 必要な人員の配置

実施にあたっては、責任者及び運営に適正な人員を配置しなければならない。

8 業務の進め方

受託者は、本業務を円滑かつ効率的に進めるために、委託者（奄美大島自然保護協議会）と密接な連携を保ちつつ作業を進めるものとする。なお、本仕様書に明記されていない事項で、業務の実施に当たり必要となる事項については、その都度委託者と十分協議した上、その指示に従うと共に、委託者は期間中、適宜、実施状況の報告を求めることができる。

9 成果物（事業報告書）の提出

提出書類

履行期限内に本業務に係る以下事業実施報告書を提出すること

- (1) 紙媒体 5部
- (2) 電子データ 5部（CD-R等）
 - ・成果物の案ができた段階で、委託者と調整を行うこととする。
 - ・報告書はイラスト、イメージ図等を使用し、分かりやすい内容とすること。
- (3) その他 委託者が必要と認める書類

10 成果物等の著作権

本業務の履行により設計・構築した成果品の著作権は、委託者に帰属するものとする。ただし、本業務開始前に受託者が所有する著作権及び第3者により提供されるコンテンツ、プログラム等にかかる著作権等についてはこの限りでない。また、受託者は著作者人格権を行使しないこととする。本業務の成果品

に第3者が権利を有する著作物が含まれる場合、該当著作物の使用に関する費用の支払いを含む一切の手続きを受託者が行うものとする。

1.1 一般事項

- (1) 受託者の責任に起因して発生した損害については、受託者の責任で賠償する。
- (2) 受託者は、本業務上必要な関係書類を常に整備し、委託者から提出を求められた際は速やかに提出する。

1.2 秘密の保持

受託者は、業務上知り得た内容を他に漏らしてはならない。また、本業務で得られた資料及び成果を委託者の許可なく、外部に貸与並びに使用させてはならない。契約期間が終了した後も同様とする。

1.3 個人情報の保護

本業務で個人情報を扱う場合は、個人情報の管理に最善の注意を払うものとする。また、個人情報を改ざん、破損、滅失および漏洩その他の事故から保護するため、必要な措置を講じるものとする。

また、受託者は、本業務を実施にあたっての個人情報の取扱いについては別記「個人情報の保護及び管理に関する特記事項」を遵守しなければならない。

1.4 手直し

受託者は計画業務が完了した時、受託者の責に帰すべき理由による成果品の不良箇所が発見された場合は、速やかに訂正、補足その他の措置を講ずるものとする。

1.5 特記事項

- (1) 作業過程において、疑義を生じた場合は、すみやかに委託者と協議し、その指示を受けなければならない。
- (2) 契約後、本仕様書に定めのない事項や疑義が生じたときは、委託者と受託者の協議の上対応を決定する。その他、プロポーザルの技術提案書に基づく事項を実施すること。
- (3) 現時点で新型コロナウイルスへの有効な治療手段が確立されていないため、受託者は委託業務を行う際及び造成するプログラム内容について、「新しい生活様式」や「新しい旅のエチケット」など参考に、新型コロナウイルス感染症防止対策に十分配慮すること。

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 受注者は、個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

2 受注者は、この業務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項を周知するものとする。

(保有の制限等)

第3 受注者は、この契約による業務を行うために個人情報を保有するときは、その業務の目的を明確にするとともに、業務の目的の達成に必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

2 受注者は、この契約による業務を処理するために本人から直接書面に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、業務の目的を明示しなければならない。

(適正管理)

第4 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(利用及び提供の制限)

第5 受注者は、発注者の指示又は承認があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供してはならない。

(複写、複製の禁止)

第6 受注者は、発注者の承認があるときを除き、この契約による業務を処理するために発注者から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

第7 受注者は、発注者の承認があるときを除き、この契約による個人情報を取り扱う業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

(資料等の返還)

第8 受注者は、この契約による業務を処理するために発注者から引き渡され、又は自らが収集し、若しくは作成した個人情報記録された資料等は、業務完了後直ちに発注者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(事故報告)

第9 受注者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。

(実地調査)

第10 発注者は、受注者がこの契約による業務を処理するために取り扱っている個人情報の状況について、随時、実地に調査することができる。

(指示)

第11 発注者は、受注者がこの契約による業務を処理するために取り扱っている個人情報について、その取扱いが不相当と認められるときは、受注者に対して必要な指示を行うことができる。

(契約解除及び損害賠償)

第12 発注者は、受注者がこの個人情報取扱特記事項の内容に違反していると認めるときは、契約の解除又は損害賠償の請求をすることができる。